

庁 中 一 般
各 消 防 署

堺市消防団員服制規則施行規程（平成 2 0 年消防長庁達第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

堺市消防長 新子 哲也

別表中
「

				女性	円形つば型とし、帽の周りに暗い濃紺又はその類似色のリボンを巻く。 形状は、別図のとおりとする。	を
--	--	--	--	----	--	---

」

「

				女性	円形つば型とし、形状は、別図のとおりとする。
--	--	--	--	----	------------------------

」

に、
「

			周章	男性については、帽の腰周りには幅 30 ミリメートルの黒色なな子織を付ける。 副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。 形状及び寸法は、別図のとおりとする。	を
--	--	--	----	---	---

「

		周章	帽の腰周りには幅 30 ミリメートルの黒色なな子織を付ける。 副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。 形状及び寸法は、別図のとおりとする。
--	--	----	---

」

に、

「

		周章	男性については、帽の腰周りには、幅 30 ミリメートルの濃紺又はその類似色のなな子織を付ける。 副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。 形状及び寸法は、冬帽と同様とする。
--	--	----	---

を

」

「

		周章	帽の腰周りには、幅 30 ミリメートルの濃紺又はその類似色のなな子織を付ける。 副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。 形状及び寸法は、冬帽と同様とする。
--	--	----	---

」

に改める。

附 則

この庁達は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。